

## 平成 28 年 11 月 17 日参議院文教科学委員会議事録

**○松沢成文君** 無所属クラブの松沢成文でございます。

大臣、副大臣、お疲れさまでございます。ラストバッターでありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

私は、何人かの同僚議員も取り上げておりましたが、小学校教諭の特別免許状の教科に外国語、主に英語ということですが、を加えることについて関連してちょっと質問をしていきたいと思えます。

今回の改正によって、平成三十二年から小学校で英語が正式な教科になることに併せて、教員免許がなくても優れた経験があれば教員に登用できる特別免許状制度の対象が小学校英語にも拡大することになります。小学校英語に拡大するのは今回の改正からですが、この特別免許状制度というのは平成元年から始まって、今年度で二十八年目になるんですね。

これまでの運用で、特別免許状を受けた英語科教員、これは中学、高校が対象だと思いますが、全国で何人になりますでしょうか。

**○政府参考人（藤原誠君）** お答え申し上げます。

平成元年の特別免許状制度の発足以来、特別免許状全体の授与件数につきましては累計で九百十五件でございますが、このうち、中学校及び高等学校の外国語の特別免許状の授与件数は累計で百九十六件となっております。そのうち、英語の特別免許状につきましては百九十三件となっております。

なお、外国語の特別免許状の授与件数の経緯でございますが、平成二十五年度に七件ございましたが、平成二十七年度には九十七件になっておりまして、そのうち英語については九十五件でございます。

**○松沢成文君** 今数字いただきましたけれども、英語の特別免許状の教員が二十七年間やって九十五名、これ、年平均だと三・五人にしかならないんですね。これはやっぱり、私はびっくりしました。少ないんじゃないでしょうか。これまで英語というのは受験英語に偏ってしまって、文法だとか単語の語彙力だとかこういうのばかりやっていたので、日本人は何年英語勉強してもコミュニケーション英語ができないと。だから、こういう経験を持った人を特別に教員に抜てきしてやってもらおうというのに、全国で二十七年間で九十五人しかいない。

私はこれは非常に少ないと思えますけれども、こんなに少ない原因、大臣、どんなところにあると思えますか。

**○国務大臣（松野博一君）** これはもう松沢委員御案内のとおりであります。特別免許状は、任用しようとする教育委員会や学校法人の推薦に基づき、免許状授与権者である都道府県教育委員会が行う教職員検定に合格した者に対して授与するという制度であります。特別免許状の授与については、従前、各都道府県が厳格な授与基準による慎重な運用がなされていたことから、特別免許状の授与件数が増加しにくかったと考えられます。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、特別免許状の積極的な活用を促すため、平成二十六年六月に特別免許状の授与に係る教職員検定等に関する指針を策定し、全国の教育委員会に周知をしたところであり、これを受け、各都道府県において特別免許状の授与基準の整備や見直しが進められており、その結果、近年、特別免許状の授与件数が増加をしております。

**○松沢成文君** 大臣御指摘のとおり、ちょっと都道府県の対応が鈍かったというのがあったんですね。実は、その頃、私、神奈川県知事やっております、私が知事になってすぐに、平成十六年に、実はそれまで神奈川県、英語の特別免許状の授与した教員いなかったんです。もっともっと活用すべきだということで、実は私が知事になって初めて公立の中学校での英語科教科に特別免許状を授与させたと、教育委員会が授与したわけですけども、こういう形にいたしました。

その際の課題としてこういうのがあったんですね。効果的な活用場面を設定するためのカリキュラムの作成だとか、あるいは教材の開発、こういうものができていないから、それに担当する先生をあれしてもなかなかうまくクラスが機能しないんじゃないかというのがあったんですけども、大臣はどういう課題がある、あったというふうに考えておられますか。

**○国務大臣（松野博一君）** 外国語の特別免許状を有する教員は、実践的なコミュニケーションなどで専門性を生かした指導を行い、成果を上げている例があると承知をしております。一方、課題としては、今委員が例示をさせていただいたような、教職経験がないため指導法や校内業務などで課題がある場合もあると聞いております。

文部科学省としては、今後、特別免許状を有する教員の好事例とともに課題についても把握をし、改善のための対応について検討していきたいと考えております。

**○松沢成文君** よろしく申し上げます。

国際化がどんどん進展していく中で、英語教育に対する期待とか、あるいは日本の今までの英語教育に対する反省も踏まえて新しいコミュニケーションを取れるような英語をしっかりと教えていこうということが叫ばれておりまして、これは保護者からの要請もあります、実は生徒自身も英語学習への熱意が非常に高まっております、文科省が小学校の五、六年生に行った全国調査では、小学生の七二・三％が英語が好きだと、小学生ですからね、まだこれからの夢もあるんでしょう、そして九一・五％が英語が使えるようになりたいと言っているんですね。

これ、親御さんも、まあ自分たちは余り英語を勉強してこなかったのも、海外旅行へ行っても、海外の転勤へ行っても苦労すると。是非とも自分たちの子供にはもう外国人と英語を使ってできるだけ自由にコミュニケーションできるような人材になってほしいと物すごい期待があって、今英語塾ですとか、保育園から英語教室という時代になってきているわけですね。

さあ、ここで大臣のちょっと大局的な御意見を伺いたいんですけども、私は、

日本の歴史、伝統、文化が非常に大事だと思っています。そういう意味でも、国語、この国語をしっかりと習得させていくということは大事だということはまず大前提ですよ。しかし、世の中どんどん国際化していきまして、人の人生の中でも外国人とコミュニケーション取れないと困る場合、不利になる場合がたくさんあるわけですね。

そこで、今世界は、英語は一言語ではなくて世界共通語になっています。ですから、世界中どこの子供たちも英語は学ぶわけですね。ですから、英語ができると、その英語のネイティブスピーカーのイギリス人やアメリカ人だけではなくて、世界中の皆さんとコミュニケーションができるということなんです。

ですから、私は、英語は一言語として、フランス語や中国語、英語、どれを選択しますかではなくて、もうコミュニケーションツールとして、世界共通語として、英語は道具としてもしっかりと身に付けるべきだという考えなんですね。

そういう目的がある中で、今の英語教育が果たして機能しているのか。やっぱり今の英語教育というのは、どうしても受験英語から始まりますから、受験で評価しやすい文法とか単語の語彙力とかこういうものばかりを学校で教えて、本当にコミュニケーションというのをやってこなかったんですね、コミュニケーション英語教育というのを。

ですから、私は、ここでもし日本人が本当のこれから国際社会での中のコミュニケーション力を高めていくには、単に英語を学習とか教科として捉えるだけではなくて、やはり日常生活、日常の中に英語というのをもっともって入れていかなきゃいけないんじゃないかと。つまり、英語を、極端な言葉で言うと第二公用語にする。もちろん日本の公用語は国語である日本語です。しかし、英語も公用語に近いような形にして、例えば行政の大事な文書、あるいは総理の所信表明演説も含めて英語を併記すると、あるいは新聞の社説も必ず横には英語を併記すると、あるいは町の中でもレストランでも町の看板でも必ず英語は併記すると。そうやって日常の中に常に英語がある、つまり、習うより慣れろなんですね。これぐらいのことをやっていかないと、日本は島国ですから、地続きでもありません、英語を学習で勉強しても、それが終わったらすぐ忘れちゃうんですね。

ですから、そういう意味で、私は、英語の第二公用語化というような、公用語という言い方がいいか分かりませんが、革命的な英語に対する教育やあるいは社会改革をしていかない限り、日本人のこのコミュニケーション能力というのは高まっていかないと思うんですが、大臣は、例えば英語の第二公用語化などについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

**○国務大臣（松野博一君）** まずグローバル化対応に必要な要素として、一つは英語力を含めた外国語の能力、もう一つは、松沢委員からもお話がありましたとおり、日本語力、また日本の歴史、伝統文化に対する理解が必要だと思います。

今まで、このどちらの要素が必要か、どちらを優先すべきかという議論があったんですが、ここは私は、もうそろそろその議論は終わりにして、結論から言え

ば、もう両方必要だから両方しっかりやるしかないということではないかというふうに考えております。

その意味においては、これは世界共通語、コミュニケーションツールとしての英語の重要性ということに関しては松沢委員と意思を同じくするものでありますし、それに向けて文部科学省も、小学校における英語教育の充実、また五、六年生の正式科目化導入への検討等を含め、今、施策を実行に移していきたいと考えております。

第二公用語であります。公用語というのを広辞苑で引いてみたんですけど、国内で数種の言語が用いられている国家で、その国の公の目的、特に政府の媒体として用いられる言語というのが公用語の定義だそうで、私も初めて引いたんですけど。もう一つは、日本国内の法規等に公用語に関する規定がありません。

その中において、この文科委員会において私が松沢委員の質問にどう答えるのか難しいわけではありますが、松沢委員の意図するように、英語の習得、またこれから外国人の観光客の方も多くいらっしゃる機会が多くなる中で、英語表記等の導入も含めて、より英語を身近に使いこなす、また社会政策の中にも英語を織り込んでいくということは重要であろうかと考えております。

[○松沢成文君](#) ありがとうございます。

次のテーマなんですけれども、今般の法改正においては、大学における教員養成課程の改善というのが大きな柱の一つとなっております。

国立大学の役割の一つには、目的を持って学生を養成する目的養成というものがああります。この目的養成には二つ掲げられておまして、一つは理工系人材育成に寄与すること、そして二つ目は教員育成の中核を担うことと定められております。

国立大学八十六校のうち、約半数の四十四の大学や学部が教員養成目的で設置されているところです。そして、その卒業生の多くは公立の小中学校の教員となっていくわけですね。

そこで、国旗・国歌の意義というのを理解させて尊重する態度を育てるという学習指導要領解説書の方針を私は国立大学の学生たちも理解しておく必要があるのじゃないかと思っています。そのためにも、何度もこの委員会でも取り上げておりますが、国立大学では国旗の掲揚、国歌の斉唱は必要ではないかと考えている一人です。

一昨年の予算委員会で、私の質問で、平成二十六、七年度の卒業式と入学式において、八十六国立大学のうち、およそ一四%が国旗は掲揚せず、そしておよそ八四%、ほとんどの大学が国歌を斉唱を実施していないということが明らかになりました。私の質問に対して安倍総理は、国立大学は税金によって賄われているということに鑑みれば、言わば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべきではないかと答弁をいたしました。

そして、この文科委員会で下村文科大臣に私は見解を伺いましたが、下村大臣

は総理の答弁を受けて、文科省としては、国旗掲揚や国歌斉唱が長年の慣行により広く国民の間に定着していること、また、国旗・国歌法が施行されたことも踏まえ、各国立大学において適切な対応が取られるよう検討を要請していきたいと答えまして、さらに、文部科学大臣として全国の国立大学の学長会議等で日の丸・君が代に対してはできるだけ要請したいとして、その直後に、下村大臣は、去年の六月ですが、国立大学法人の学長会議において、各大学に対して国旗と国歌の取扱いについて適切な判断を要請しているんですね。

しかし、大臣が替わりまして、後任の馳大臣は、私の同じ質問に対して、これまでの経過を踏まえて、各大学との意思の疎通を図りながら状況を把握していきたい。つまり、馳大臣はちょっと急にトーンダウンしてしまいまして、更なるお願いもしないし、調査もしないと。でも、お願いもしなくて調査もしなくてどうやって状況を把握できるのか、私は不思議でならないんですけども。

さて、この二人の前任の大臣、方針違うわけですね。下村大臣は、きちっと要請をしていこうと、それでかなり改善されたというふうに聞いています。馳大臣は、その必要性は分かるけれども、要請はしない、調査もしないということです。これを受けて、松野大臣はどちらの方針で国立大学と対応していくんでしょうか。  
**○国務大臣（松野博一君）** 松沢委員の今の質問の中で二つの要素があるかと思えます。

一つは、教職員の養成における国立大学法人として、これはもう委員御指摘のとおり、学習指導要領にこれは明確に書き込まれております国旗・国歌に対する適切な態度というのは、これはもうその養成課程においてしっかりと学んでいただかなければなりません。

もう一つの国立大学法人全体としての国旗・国歌に対する対応であります、今委員の方から、下村大臣、馳大臣、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかというような御指摘がありました、下村大臣も、各学長に対して適切に御判断いただくようお願いをしたいということであり、馳前大臣も、下村前大臣が学長に対して適切に御判断いただくようお願いしているところであり、各大学の状況について適宜適切に把握してまいりたいとお述べになっていますから、下村元大臣、馳前大臣もこの国旗・国歌と国立大学法人に対してお願いをしていくということに関してニュアンスは変わっていないんじゃないかというふうに私は感じておりますし、私もお二人の元、前大臣のお考えを引き継ぎ、これはもちろん前提として、前提として、国立大学法人においてその自主的な判断であるということが前提であります、私としても適切に国旗・国歌の問題に対応していただくようお願いをしたいと考えております。

**○松沢成文君** お願いをしたいということなので、是非とも私もそれをお願いしたいというふうに思っています。

実は、昨年、下村文科大臣のときに調査をお願いをして、その後の結果を調査しました。その結果、国旗については、四大学が新たにやっぱりやるべきだと変

化しているんですね。国歌君が代については、六大学が大臣の提起を受けて大学内で議論して、やっぱり国立大学なんだからやるべきだということで増えているんです。

こうやって大臣が国の方針を示して協力をお願いして、それに対して大学で議論が始まって大学で変化が起きているんですよ。だから、やっぱりこれは要請をして毎年調査をしていくということをやっていけば、私はかなり国立大学の中で大事な式典においてしっかりと国旗・国歌が実施されて、そういう式典の中で育った学生たちがしっかりと教育現場に立って学習指導要領に基づいて国旗・国歌を尊重するという態度を育てていく、この指導が可能になると思っていますので、是非とも要請並びに調査をしていただいて、改善を進めていただきたいというふうに思っております。

あと一分残っておりますので、最後にちょっと私の方から委員長をお願いをさせていただきたいと思います。

前回、私、この委員会でオリンピックの五輪競技のゴルフ場会場でやはり経費が明らかでないのはおかしいということを取り上げさせていただいて、それを是非とも組織委員会の方に、経費は幾らなんだ、予算は幾らなんだ、早く出してほしいと要求をいたしました。その結果、委員会の方から五輪の組織委員会の方に、経費出ているんですか、あったら出してくださいと言ったんですが、まだありませんということでした。この時期でまだ大会の経費が出ていないこと自体、私はおかしいと思うんですが、それは仕方ないです、ないということなので。

そこで、今、オリンピック開催、あるいはオリンピックを成功させるために、オリンピックの各競技がどれぐらいのお金が掛かって、その積み上げで予算がどれぐらい、開催経費がどれぐらいか、これ、実は九月までに決めなきゃいけなかったんですね、I O Cにこれを提起するのは九月でしたから。それが、東京都知事が替わって、今遅れちゃっているのが事実だと思います。

五輪競技だけでなく、やはり全ての競技の開催経費がどれぐらいであるか、これは国会としても知りたいところなんです。というのは、足りなければ最後は国税投入ですからね。ですから、私としては、五輪の全ての開催経費、予算について、もう一度組織委員会の方に、これは全部ですね、ゴルフだけじゃなくて、今どうなっているのか、もしまだ出ていないのであれば早く検討して、経費、予算を出して、それが出たならば速やかにこの参議院の文教科学委員会に提示をしてほしいと。それを受けて私たちも議論ができるようになると思いますので、どうか委員長、取扱いの方、よろしく願いいたします。

**○委員長（赤池誠章君）** 後刻理事会において協議をいたします。

時間が過ぎておりますので、御意見をおまとめください。

**○松沢成文君** 以上で質問を終わります。ありがとうございました。